

次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標 1

「家庭における子育てへの支援」

(1) 多様な子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、きめ細かな子育て支援サービスを提供するとともに、内容の工夫や周知方法の充実を図ります。

担当課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組みについての総括(0～5段階評価)と今後の課題			
1	打出教育文化センター	3	電話で教育相談を行ったり、面談による教育相談を行なっている。ケースによるが、学校との連携ができ成果を挙げている。ホームページに教育相談の開催時間を掲載している。また、芦屋の教育指針に教育相談機関として掲載し周知している。		
	【実施事業】	No.22	「教育相談」		
2	学校教育課	3	市内小中学校児童生徒へカウンセリングセンター紹介カードを作成し配布したことにより、カウンセリングセンターについてより多くの人知ってもらえることができた。 幼稚園児から大学生まで、幅広い年齢層の相談に対応することができた。 他の機関との連携をさらに深め、情報共有を行う必要がある。		
	【実施事業】	No.20	No.21	No.24	
			「カウンセリングセンターの電話、面接相談」	「特別支援教育センターの相談」	「広報紙等による子育て情報の提供」
3	健康課	4	継続して広報誌、ホームページ、保健センターだより等において、保健センターの実施する子育て支援サービスの周知に努めた。また22年度より開始したこんにちは赤ちゃん訪問(全戸訪問事業)で、芦屋市内の子育て支援に関する情報提供を行ったことにより、乳児期初期の不安の高いときに必要な情報提供を行えた。保健センターの移転に伴い、施設の利便性を活かした事業実施方法等の見直しを行い、気軽に育児の相談ができる場として保健センターの利用者は増加した。育児についての情報は氾濫しているが、育児の伝承が途絶えたといわれる現在、保健センターが保健事業を通じて、気軽に育児の相談ができる場となることで、市民が安心して育児できるように努める。		
	【実施事業】	No.16	No.17	No.18	
		No.19	No.24	No.31	
		No.32	No.33	No.34	
		No.35			
4	公民館	3	平成22年度から24年度までの間、幼稚園へ出かける幼児教育講座を実施したが、平成25年度は実施せず、その分、公民館を会場とする幼児教育講座を充実させる。		
	【実施事業】	No.40	No.41	No.42	
			「子育て学習会」	「子育てに関する公民館講座」	「教育問題講座及び講演会」
5	こども課 (こども担当)	3	芦屋市福祉センター内に子育て支援の拠点を置くことによって支援の連携が取りやすくなり、きめ細かな子育て支援サービスを提供できるようになった。しかし、広報による事業の紹介や周知、相談事業の工夫、啓発活動の充実などの課題が残っている。		
	【実施事業】	No.2	No.3	No.4	
		No.10	No.11	No.12	
		No.13	No.14	No.24	
		No.25	No.26	No.27	
		No.28	No.29	No.30	
		No.43	No.44	No.45	
		No.46			
6	こども課 (保育所担当)	3	多様な子育て支援サービスの充実のため「延長保育」「一時預かり」等を実施した。今後は、保育ニーズ調査を基に「子ども・子育て会議」において、関係者の意見を取りまとめた上で、多様な保育支援のサービスの検討していく。		
	【実施事業】	No.5	No.6	No.15	
		No.24	No.47	No.48	
		No.49	No.50		

次世代育成支援対策推進行動計画<後期>における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標 1

「家庭における子育てへの支援」

7	児童センター	3	児童センターだよりを関係機関に配布し、各事業参加を呼びかけ、常に親子のニーズに沿った内容、アンケートをもとに事業を実施できた。その中で出てきた問題や課題については、次年度に反映できるよう取り組む。
	【実施事業】	No.10「相談員の育成」 No.37「ミニ講演会の開催」 No.53「親子クラブ」	No.24「広報紙等による子育て情報の提供」 No.51「あそび広場」 No.36「母親教室(母親同士の交流会)」 No.52「ひよこひろば」
8	生涯学習課	3	健診と入学時等に子育てサポートブック(家庭教育手帳)の配布を行い、楽しくより良い子育てのヒントとなるよう継続実施してきた。しかし、印刷費用を掛けて配布したものの、どの程度読まれ、利用されているのか等の検証は不十分で、様々な情報ツールが進化した昨今では現在のような冊子としての情報発信が良いのかも含め、情報提供の方法や内容を検討する必要がある。
	【実施事業】	No.38「子育てサポートブック(家庭教育手帳)の配布」	
9	障害福祉課	5	保護者のニーズに応じ療育相談の場に担任や加配の先生、保健師が同席したり、療育相談日に併せて教育相談を実施する等その場で相談を受けれる環境を整えた。
	【実施事業】	No.9「療育相談」	
10	スポーツ・青少年課	3	青少年育成事業として夏のキャンプ、冬の雪遊び事業の募集記事を掲載し事業参加を周知しているが、過去の参加者には継続して事業に参加し、かつ初めての参加者にとっても魅力ある事業だと思えるような広報、記事等を検討していく。
	【実施事業】	No.24「広報紙等による子育て情報の提供」	
11	青少年愛護センター	3	No.10, 23について: 青少年の問題全般について、愛護センター職員(指導主事)が相談を受けている。今後の課題として経験豊富でかつ適切なアドバイスのできる職員の確保が必要である。 No.39について: 広報紙を利用して有害図書を家庭に持ち帰らないための啓発(白ポストの周知)や広報チャンネルで「ネットいじめから子どもを守る」を放送したり、中学校と協力して生徒を携帯やインターネットに関係する事件から守る啓発のチラシ等を配布した。有害環境から子どもを守るための啓発を繰り返していく必要がある。
	【実施事業】	No.10「相談員の育成」 No.23「青少年愛護センターの相談」 No.39「青少年愛護センターの情報誌の発行、啓発活動」	
12	男女共同参画推進担当	4	男女共同参画センター講座や相談事業の実施時に一時保育をつけることにより、安心して講座や相談を受けていただけている。また、女性相談の枠を増やすなど、市民ニーズに弾力的に対応した。
	【実施事業】	No.1「講演会、講座等での一時保育」 No.7「女性の悩み相談」	
13	地域福祉課	3	主任児童委員をはじめ、各地区の民生委員・児童委員が地域住民からの子育ての相談を受け、必要に応じて行政や専門機関につなぐ取組を行った。民生委員・児童委員の欠員が生じている地区については、適任者を発掘し補充をする必要がある。
	【実施事業】	No.8「民生委員・児童委員による相談、指導」	
14	図書館	3	図書館行事の(図書館主催以外も含む)情報提供を行うことで、定例行事として定着してきた。これからも引き続き、行事参加を呼びかける。
	【実施事業】	No.24「広報紙等による子育て情報の提供」	

(2) 子育て支援のネットワークづくり

地域におけるさまざまなネットワークを利用し、少しでも多くの人にサービスや事業の周知、それらの利用および参加を促進します。また、地域で活動しているNPOや団体、市民ボランティア活動等の充実に向けて支援し、子育て親子自身が、地域に根ざしたネットワークに組み込まれ、地域とのきずなが深められるよう図り、子育て支援サービスの向上に努めます。

次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標 1

「家庭における子育てへの支援」

担 当 課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組みについての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
1	打出教育文化センター	3	広報あしや2月15日号で打出教育文化センターの取組みを特集記事として掲載したり、ホームページや芦屋の教育指針に掲載し周知に努めている。また、貸室業務をして周知を図っている。	
	【実施事業】	No.82	「打出教育文化センターの周知」	
2	学校教育課	4	生徒指導連絡協議会で学校と関係機関の情報共有と連携を図り、子どもが地域で見守られながら育つ環境作りに努める。	
	【実施事業】	No.60 No.81	No.63	No.64
3	経済課	3	秋まつりでは、だんじりとこどもみこし参加のこどもたちとの交流など新たな取組ができた。啓発や補助事業の活用については継続して取り組んでいく。	
	【実施事業】	No.54	No.57	No.58
4	健康課	4	こんにちは赤ちゃん訪問事業を行う中で支援が必要な家庭については、定期的な連絡会だけでなく、こども課の家庭児童相談員と情報共有・ケース検討をかさねた。育児支援等家庭訪問事業を利用することは、保護者の育児負担・不安の軽減に繋がり、虐待の予防につながった。乳幼児健診や家庭訪問を行う中で必要な方には、育児支援等家庭訪問事業以外にも地域のサービスを紹介し、保護者のみならず地域で支えあって育児が出来るようにサポートを行った。24年度から赤ちゃん応援ネット事業が始まり、さらに地域とのつながりが生まれると思われる。	
	【実施事業】	No.60 No.74	No.71「障がい児が地域で育ち生活していくための包括的な支援体制づくり(育児支援等療育事業担当者連絡会)」	
5	公園緑地課	4	サマーカーニバルの開催に当たり、毎年、雑踏事故防止に向けた通行の安全を確保するための施設整備を順次行ってきた。芦屋市民まつりのコンセプトから、市民の参加を得られるよう開催内容の充実を図る必要がある。	
	【実施事業】	No.54	「芦屋三大まつりでの交流」	
6	こども課 (こども担当)	3	子育てセンター「つどいのひろば」事業を中心に地域に根ざした子育て支援のサービス向上に取り組み、子育て自主活動グループの育成、学生ボランティアの受入れ等に取り組んできた。しかし、子育て自主活動グループの運営の維持継続にはリーダーなど、活動の中心を担う人材の育成を図ることに課題がある。子育てボランティアの育成についても、事業の紹介や周知にさらに取り組む必要がある。	
	【実施事業】	No.59 No.2 No.73 No.77	No.60 No.29 No.74 No.78	No.61 No.72 No.76
7	こども課 (こども施策担当)	3	どのような子育て支援団体があるのか照会し、いくつかの回答を得て以前よりは把握ができた。しかし回答を得られなかった団体に対しては特に何の対応もできていないため、照会方法を工夫するなどして、市内子育て支援団体の全体把握に努める必要がある。	
	【実施事業】	No.75	No.79	No.80
8	こども課 (保育所担当)	3	中高生の体験保育を保育所で受け入れたこと及び保育児が高齢者施設を訪問することにより、地域との世代間交流を実施している。今後とも交流を継続していく。	
	【実施事業】	No.62	「保育所における地域との世代間交流」	
9	児童センター	3	子育て相談については、児童厚生員が週2回、相談窓口を開設し件数も増加傾向にある。今後は0～18歳の子どもを持つ保護者の相談と明記して取り組む。	
	【実施事業】	No.59	No.60「市民の子育て意識の高揚」	

次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標 1

「家庭における子育てへの支援」

10	市民参画課	4	子どもが、安心して参加できるまつりを開催し、子どもから大人まで、幅広い世代が交流できるようになっている。子育てに関係するNPOの連携がより密になるように、あしや市民活動フェスタを開催した。自治会活動については、研修会を企画して、それぞれの自治会の活動が盛んになるように考えた。また、ブロック単位での集まりを持つ機会を作るようにした。
	【実施事業】	No.54「芦屋三大まつりでの交流」 No.67「あしや市民活動センター」	No.55「市民フェスタ」 No.56「自治会活動への支援」
11	生涯学習課	3	コミュニティ・スクールへの活動支援は継続して実施することができたが、今後は活動の担い手や事業の活性化に努めていただき、マンネリ化することなく、より地域等とのネットワークの拡充をはかれるように支援していく。
	【実施事業】	No.60「市民の子育て意識の高揚」	No.66「コミュニティ・スクールへの支援」
12	障害福祉課	4	育児支援等療育事業担当者連絡会(現 療育支援相談)を平成22年8月から定期的に月1回開催し、関係各課及び関係機関との情報共有・連携の強化を図った。
	【実施事業】	No.71「障がい児が地域で育ち生活していくための包括的な支援体制づくり(育児支援等療育事業担当者連絡会)」	
13	スポーツ・青少年課	3	日常的な活動や行事等を通じて、地域住民との積極的な交流を図っており、留守家庭児童会児童の社会見学を兼ね公共施設でのマナーを学ぶよい機会と捉えている。
	【実施事業】	No.60「市民の子育て意識の高揚」	No.65「留守家庭児童会での地域との交流」
14	青少年愛護センター	3	青少年が事件や事故に巻き込まれないよう、愛護委員による見守りや声かけを行ったり、環境浄化等の愛護活動を行う。中学校を中心に、小・中学校が地域と協力して青少年の健全育成に努められるように引き続き支援する。
	【実施事業】	No.60「市民の子育て意識の高揚」 No.84「青少年育成愛護委員会及び協会の活動」	No.63「地域あいさつ運動の推進」 No.83「中学校区青少年健全育成推進会議」
15	地域福祉課	3	主任児童委員会を通じて、地域で見守りの必要なケースを検討し必要な専門機関等につなげた。社会を明るくする運動の一部として、保護司を中心とした各種団体との情報交換会を実施した。地域福祉推進協議会においては、地域発信型ネットワークの連携の不具合について改編に向けて取り組む。
	【実施事業】	No.59「子育て専門員の確保、配置」 No.69「保護司会等関係団体との連絡会」	No.60「市民の子育て意識の高揚」 No.70「芦屋市地域福祉推進協議会」 No.68「民生委員・児童委員・主任児童委員との連絡会」
16	防災安全課	3	まちづくり防犯グループと学校園・愛護委員・防犯協会等と防犯活動を含めた地域見回りの中での「あいさつ」の重要性を再認識することができたが、地域全体への運動には至っておらず、今後は地域主体の運動へ転換する必要がある。
	【実施事業】	No.63「地域あいさつ運動の推進」	

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。特に、前期行動計画・中間検証での施策評価が低く、アンケート調査等でも求められている「生活支援」施策を重点に捉え、経済的な支援をはじめ、自立に向けた制度の充実を図ります。

担当課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組みについての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
1	こども課 (こども担当)	4	子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援で、ひとり親に対して経済的負担の軽減や自立に一定の効果があったと考えている。支援対象を父子家庭へも拡大し充実を図った。今後、更なる制度の周知を行うとともに国や県の動向等を見ながら、適正な制度の実施を図っていく。	
	【実施事業】	No.85「就労のための資格取得の援助」 No.13「母子・父子家庭相談」 No.92「児童扶養手当」	No.86「母子自立支援プログラム策定事業」 No.90「ホームヘルプサービス」 No.93「母子(寡婦)福祉資金の貸付」	No.87「芦屋市白菊会活動への支援」 No.91「母子、父子家庭年末の集い」 No.94「ファミリー・サポート・センター料金の助成」

次世代育成支援対策推進行動計画<後期>における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標 1

「家庭における子育てへの支援」

2	住宅課	3	18歳未満の子を養育する母子世帯が、良好な住環境を確保できるよう、公的住宅への入居あっせんの際に、困窮度判定での配慮を継続している。
	【実施事業】	No.95	「母子世帯の公的住宅への優先入居」
3	生活援護課	5	独り親世帯や、これに準ずる世帯で、18歳未満の児童のいる世帯に対し母子加算が漏れなく支給できた。
	【実施事業】	No.89	「生活保護費 母子加算」
4	保険医療助成課	3	ひとり親家庭や両親のいない家庭の児童が健康保険を使って医療機関に掛かったとき、窓口で支払う一部負担金を公費(県・市)で助成した。
	【実施事業】	No.88	「母子家庭等医療費助成」

(4) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭への経済的支援として、国では児童手当に替えて、さらに制度拡大した「子ども手当」の実施を決め、さらに高校修学のための支援施策など、経済的支援施策の充実を行っていくとしています。

本市においてもアンケート調査等で求められている経済的負担の軽減として、「養育費、教育費への支援」施策を重点に捉え、それら施策の推進を図ります。

担当課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組みについての総括(0~5段階評価)と今後の課題	
1	教育委員会管理課	3	子どもの就学・就園に係る保護者の経済的負担の軽減に一定の効果があつたと考えている。今後も国の動向等を見ながら、適正な制度の実施を図っていく。
	【実施事業】	No.108 「ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金」 No.111 「就学奨励費支給」	No.109 「幼稚園保育料の減額、免除」 No.112 「奨学金」 No.110 「私立幼稚園就園奨励費補助」 No.113 「朝鮮人学校就学援助費」
2	こども課 (こども担当)	4	児童手当に替えて、対象児童の引き上げにより制度拡大した「子ども手当」の実施や、低所得家庭に対してファミリー・サポート・センター料金の助成制度の制定等経済的負担の軽減として、一定の効果があつたと考えている。今後、更なる制度の周知を行うとともに国や県の動向等を見ながら、適正な制度の実施を図っていく。
	【実施事業】	No.104 「こども手当」(児童手当) No.92 「児童扶養手当」	No.105 「交通遺児就学奨励金」 No.93 「母子(寡婦)福祉資金の貸付」 No.106 「児童福祉施設入所児童補助金交付」 No.94 「ファミリー・サポート・センター料金の助成」
3	こども課 (保育所担当)	4	「第2子以降の保育料の軽減」については、全体の18%程度の保護者が利用されており、一定、子育て家庭への経済的な支援になっている。また、多子世帯保育料の軽減についても、10~20件程度の保護者が利用されており、平成24年度に県の条例が改正され、対象者・補助金額が拡充された。
	【実施事業】	No.107 「第2子以降の保育料の軽減」	No.108 「ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金」
4	障害福祉課	3	障害児福祉手当、特別児童扶養手当、介護手当や福祉施設等通園(通学)費扶助を支給し、障がいのあるお子さんのいる家庭の経済的支援を行っている。
	【実施事業】	No.100 「障害児福祉手当」 No.103 「福祉施設等通園(通学)費扶助」	No.101 「重度心身障害児介護手当」 No.102 「特別児童扶養手当」
5	スポーツ・青少年課	3	生活保護世帯の市民税所得割額に応じた減額と19年度から市民税非課税(母子・父子家庭)の免除を新設継続しており、今後も引続き子育て世代の支援を実施する。
	【実施事業】	No.114 「留守家庭児童会育成料の減額、免除」	

次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標 1

「家庭における子育てへの支援」

6	生活援護課	5	独り親世帯や、これに準ずる世帯で、18歳未満の児童のいる世帯に対し母子加算が漏れなく支給できた。		
	【実施事業】	No.89	「生活保護費 母子加算」		
7	保険医療助成課	4	各制度対象者が健康保険を使って医療機関に掛かったとき、窓口で支払う一部負担金を公費(県・市)で助成した。平成22年4月から県のこども医療費助成制度の創設に伴い小学校3年生から中学校3年生までの入院医療費の一部助成を開始、平成23年7月からは市の単独事業として入院医療費の無料化を開始した。平成24年7月からは県行革により所得判定方法に世帯合算が導入されたが、本市では子育て視点の観点から導入を遮断し事業を実施している。課題としては、近隣各市が競って通院医療費の無料化の対象を拡大しているが、本市としては財政的な問題から実施困難であると判断し、本来国が行うべき施策であることから全国市長会を通じて国へ要望しているところである。その中で本市として出来る事として、平成25年7月から低所得者区分に対する通院医療費の無料化を新たに決定したが、対象が限定されていることから、今後も引き続き対象拡大を求められていると考えている。		
	【実施事業】	No.96「乳幼児等医療費助成」 No.99「出産育児一時金」	No.97「障害者医療費助成」 No.88「母子家庭等医療費助成」	No.98「こども医療費助成制度」	

次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標3

「豊かな心・健やかな体を育む環境づくり」

(1) 次代の親の育成

中学生、高校生等が、子どもを生み育てることや、男女が協力して家庭を築くことの大切さの理解を深めるため、教育・啓発を行うとともに、乳幼児とふれあう機会の拡充を図ります。

担当課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組みについての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
1	学校教育課	2	乳幼児と中学生、高校生が触れ合う機会を工夫する。中学校では「トライやるウィーク」が特別活動として位置づけられているが、今後も地域特性を活かした交流の工夫の余地がある。
	【実施事業】	No.115 「家庭や子どもの大切さについての教育、啓発」	No.117 保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習
2	健康課	3	トライやるウィークの一環として、乳幼児健診への参加を積極的に受け入れた。少子化の中、異年齢の関わりが少ないと思われるので、乳幼児健診等の受け入れ等を継続する。
	【実施事業】	No.117 保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習	
3	こども課 (こども担当)	3	「子育て講演会」の実施や中学生を受け入れての子育てふれあいのトライやるウィークでの取組みなど乳幼児とふれあう機会を作っている。今後もボランティアなどいろんな場で機会を増やしていく必要がある。
	【実施事業】	No.115 「家庭や子どもの大切さについての教育、啓発」	No.116 「次代の親の育成のための保育体験」
4	こども課 (保育所担当)	3	体験学習として、年3回、延べ300～350人の中高生が乳幼児にふれあう機会を設けており、世代間交流が図られている。
	【実施事業】	No.117 「保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習」	

(2) 家庭の教育力の向上

家庭の教育力を高めるため、「家庭教育の大切さ」を普及・啓発するとともに、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や子育て支援の専門的人材の養成など、家庭教育に関する総合的な取り組みを推進します。特に「親となるための学習機会や支援」施策を重点に捉え、家族の絆を深めるため、父親が子育てに参加できる機会を充実するとともに、家庭の教育力の向上をめざし、親として資質や教育力を身につけるための学習機会の確保や情報提供に努めます。

担当課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組みについての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
1	打出教育文化センター	3	教育相談を実施し、市民の相談に応じている。相談内容によっては、専門面接相談員の面談へとつないで市民の支援を行なっている。
	【実施事業】	No.22 「教育相談」	
2	学校教育課	3	各相談機関が連携をすることで相談業務の分担を行うことで、相談件数については年を追うごとに増加している。相談機関の整理統合を図り、市民が利用するときの利便性を図る必要がある。
	【実施事業】	No.118 「父親の子育てに対する積極的参加の促進」	No.20 「カウンセリングセンターの電話、面接相談」 No.21 「特別支援教育センターの相談」
3	健康課	4	父親の育児参加を促す為にプレおや教室を土曜日に開催し、父親の役割についての講話や赤ちゃんとのふれあい体験を実施した。また、母子健康手帳交付時に父親の育児参加を促すための子育ての情報を提供し、知識の普及を行った。結果、乳幼児健診に夫婦で来所する姿が増えた。今後は、さらに土曜日の教室を充実し、より父親の育児参加を促す。
	【実施事業】	No.118 「父親の子育てに対する積極的参加の促進」	No.32 「プレおや教室」 No.17 「育児相談」

次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標3

「豊かな心・健やかな体を育む環境づくり」

4	公民館	3	幼稚園へ出かける幼児教育講座は平成24年度実施分で終了し、その分、公民館で実施する幼児教育講座を充実させる。
	【実施事業】	No.40「子育て学習会」	No.41「子育てに関する公民館講座」 No.42「教育問題講座及び講演会」
5	こども課 (こども担当)	3	土曜日などの子育て支援事業には、母親だけでなく、父親の参加も増加する傾向にはあるが、父親の子育て参加を進める上で父親が関心を持つような子育て支援の企画やふれあいの場を提供し、学習機会なども増やしていく必要性を感じる。
	【実施事業】	No.118「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 No.29「子育て井戸端会議」 No.12「家庭児童相談」	No.119「家族の絆を深める体験ができる場の提供」 No.30「子育て講演会の開催」 No.14「子育てセンターでの電話相談(子育てホットライン)、来所相談」 No.28「プレイパーク事業(ふれあい冒険ひろば)」 No.72「子育てグループの育成」
6	こども課 (保育所担当)	4	父親に育児への積極的参加を促すために、生活発表会・運動会の行事を土曜日に開催している。また、平成23年度より一部の保育所で父親の体験型保育参観を導入している。今後とも、行事内容を父親が参加しやすいように工夫していく。
	【実施事業】	No.118「父親の子育てに対する積極的参加の促進」	
7	児童センター	3	乳幼児を持つ保護者を対象に、健康的なおやつを考える講座を実施し、日頃の子どもの食生活を振り返る機会を提供できた。講演会では、保護者も含めた食育をテーマに具体的な資料をもとに学習ができた。
	【実施事業】	No.120「環境・食育講座」	No.37「ミニ講演会の開催」
8	市民参画課	4	あしや市民活動センターのティータイム交流会を土曜日に開催し、父親の参加を促進するためそば打ち教室を行い、その際に市民活動を行う男性達の団体活動を紹介した。
	【実施事業】	No.118「父親の子育てに対する積極的参加の促進」	
9	生涯学習課	3	健診と入学時等に子育てサポートブック(家庭教育手帳)の配布を行い、楽しくより良い子育てのヒントとなるよう継続実施してきた。しかし、印刷費用を掛けて配布したものの、どの程度読まれ、利用されているのか等の検証は不十分で、様々な情報ツールが進化した昨今では現在のような冊子としての情報発信が良いのかも含め、情報提供の方法や内容を検討する必要がある。
	【実施事業】	No.38「子育てサポートブック(家庭教育手帳)の配布」	
10	青少年愛護センター	3	青少年の問題全般について、愛護センター職員(指導主事)が相談を受けている。今後の課題として経験豊富でかつ適切なアドバイスのできる職員の確保が必要である。
	【実施事業】	No.23「青少年愛護センターの相談」	
11	地域福祉課	3	主任児童委員をはじめ、各地区の民生委員・児童委員が地域住民からの子育ての相談を受け、必要に応じて行政や専門機関につなぐ取組を行った。民生委員・児童委員の欠員が生じている地区については、適任者を発掘し補充をする必要がある。
	【実施事業】	No.8「民生委員・児童委員による相談、指導」	

(3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

家庭、地域との連携・協力のもと、基礎的な知識や技能に加え、確かな学力、豊かな心、健康や体力づくりなど「知・徳・体」の調和のとれた教育を推進するとともに、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな教育を充実します。

担当課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組みについての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
1	打出教育文化センター	3	教師が情報化の影の部分の実態や対処法を学び、子どもたちの情報モラルを育てるとともに、保護者に伝えられるように研修を行なっている。
	【実施事業】	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」	No.142「情報教育の推進」

次世代育成支援対策推進行動計画<後期>における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標3

「豊かな心・健やかな体を育む環境づくり」

2	学校教育課	4	教育現場同士、地域との連携等、地域特性を活かしながら、様々な機会を利用して、子ども一人一人の特性や発達の課題を踏まえた教育の構築を目指す。
	【実施事業】		No.121「保・幼の連携強化と積極的交流」 No.125「幼稚園の食に関する指導者の充実」 No.128「なかよしフェスティバルの開催」 No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」 No.133「学校における食育の実施」 No.136「学校における健康診断」 No.139「学校体育振興事業」 No.142「情報教育の推進」 No.145「なかよし交流キャンプ」 No.148「学校職員等の人材育成と資質の向上」 No.151「学校間交流」
3	教育委員会管理課	3	地域の子育て支援の拠点の一つとして、幼稚園機能の有効活用を図り、地域における子育て支援活動の充実を図った。
	【実施事業】		No.122「小学校との連携」 No.126「幼稚園における配慮を要する幼児の受け入れ指導」 No.129「子ども読書の街づくり推進事業(ブックワーム芦屋っ子)」 No.134「学校の給食の充実」 No.137「スクールカウンセラー、保健室の活用」 No.140「環境教育推進事業」 No.143「国際理解教育推進事業」 No.146「小中学校における特別支援教育」 No.149「進路指導の推進事業」 No.153「学校評議委員制度及び学校評価」
4	公民館	3	公民館講座事業は平成22年度と平成23年度は市直営で、平成24年度は民間事業者へ委託した。平成24年度は「ネット社会に潜む危険！子どもたちを守るには？」という講座を実施し、成果があった。平成25年度以降は民間事業者と講座の事業計画を協議する中で、実施するかどうかを検討する。
	【実施事業】		No.124「幼稚園における食に関する情報提供、指導」 No.127「幼稚園職員等の人材育成と資質の向上」 No.130「安全教育(防災教育、防犯教育)」 No.132「芦屋市教育振興基本計画策定・推進」 No.135「学校の食に関する指導者の充実」 No.138「文化体育振興事業」 No.141「自然学校事業」 No.144「適応教室「のびのび学級」」 No.147「トライやる・ウィーク」 No.150「地域の指導者の活用等による指導体制の充実」 No.154「地域への情報提供」
5	こども課 (保育所担当)	3	保・幼の連携強化のために、合同施設長会を実施するとともに、職員交流研修会を実施した。今後も、合同施設長会の回数を増やし、保・幼の連携強化していく。
	【実施事業】		No.123「幼稚園施設の有効活用(なかよしひろば、子育てグループへの活動の場の提供)」 No.132「芦屋市教育振興基本計画策定・推進」
6	児童センター	3	パソコン教室では、基本操作を中心に、絵や文字入力を通して表現力を養うことを実施。
	【実施事業】		No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」
7	生涯学習課	4	成人式に人権啓発グッズ等の配布を行ったことは、人権に目を向ける小さなきっかけとしての効果はあると考えるが、より有効な啓発の機会や方法の検討は必要と考える。また、学校と家庭・地域の連携と協力は近年、目に見えて進んでおり、引き続き推進するよう努める。
	【実施事業】		No.132「芦屋市教育振興基本計画策定・推進」 No.152「人権教育の啓発」
8	青少年愛護センター	3	広報紙を利用して有害図書が家庭に持ち帰らないための啓発(白ポストの周知)や広報チャンネルで「ネットいじめから子どもを守る」を放送したり、中学校と協力して生徒を携帯やインターネットに関係する事件から守る啓発のチラシ等を配布した。有害環境から子どもを守るための啓発を繰り返していく必要がある。
	【実施事業】		No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」
9	防災安全課	4	学校園等で行われる防災訓練に参加して、津波からの避難について説明を行った。また、交通安全教室とタイアップして「いかのおすし」等を活用した防犯教室を行った。
	【実施事業】		No.130「安全教育(防災教育、防犯教育)」

次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標3

「豊かな心・健やかな体を育む環境づくり」

(4) 地域における子どもの居場所づくりの推進

地域の中での公共施設等の活用を図り、地域活動等を通じた居場所づくりを推進します。特に、前期行動計画・中間検証での施策評価が低く、市民からも求められている「居場所づくり」施策を重点に捉え、自由な時間が減少傾向にある子どもに対して、既成の事業参加型だけでなく、地域の中で安心して、子ども同士が交流を行う場として、自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

担当課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組みについての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
1	打出教育文化センター	3	地域の自治会や老人会等に貸室業務を行い、センターの活用を図っている。また、当センターは複合施設であり、1階ロビーの開放を行なっている。
	【実施事業】	No.162「公共施設等利用料金の軽減」	No.163「文化施設の開放」
2	学校教育課	2	検診の場での交流は実現しなかった。中学校の家庭科の単元の中に「幼児とのふれあい」が必須化されたことで、今後もかかわりの充実が期待できる。
	【実施事業】	No.117「保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習」	
3	教育委員会管理課	1	小中学校においては、空き教室等の余裕がないため、施設利用は図れていない。今後も困難であると思われる。
	【実施事業】	No.156「その他公的施設の空きスペースの開放」	No.162「公共施設等利用料金の軽減」
4	経済課	3	秋まつりでは、だんじりとこどもみこし参加のこどもたちとの交流など新たな取組ができた。補助事業の活用については継続して啓発していく。
	【実施事業】	No.54「芦屋三大大まつりでの交流」	No.57「空き店舗を活用した子育て支援への助成」
5	健康課	1	福祉センターに貸室があり、ニーズがないため、保健センターの空きスペースの開放は行っていない。トライやるウィークの受け入れを行い、乳幼児健康診査等の事業に参加してもらう中で乳幼児や保護者との交流を行った。
	【実施事業】	No.156「その他公的施設の空きスペースの開放」	No.117「保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習」
6	公園緑地課	4	平成23年度に公園施設の長寿命化計画を策定した。計画策定に先立ち、平成22年度から老朽化している施設の更新工事を実施している。公園施設の不具合の発生に伴い、計画の変更が生じるため、毎年度、実施計画の見直しが必要となる。
	【実施事業】	No.158「都市公園、児童遊園等の整備」	
7	公民館	3	夏休み・子ども教室は、平成22年度・23年度は市直営で、平成24年度は民間事業者に委託した。平成25年度以降も、平成24年度同様、民間事業者に委託し実施する。
	【実施事業】	No.162「公共施設等利用料金の軽減」	No.163「文化施設の開放」 No.193「公民館の夏休み子ども対象事業」
8	こども課 (こども担当)	3	「あい・あいる～む」や「なかよしひろば」開設で、子育て支援センター以外の場所で子育て支援事業を展開することで、子育て支援の地域への浸透を図ることの重要性や利用者にとっての利便性を見て取ることができるが、会場の確保に苦慮することが多く、特に、JR以北への事業展開が難しい。「子育て支援センター」利用との相乗効果もあって相互にPRできることの効果も出てきている。
	【実施事業】	No.157「世代を超えて集える遊び場」 No.43「あい・あいる～む」	No.28「プレイパーク事業(ふれあい冒険ひろば)」 No.45「なかよしひろば」 No.77「子育て支援センター」 No.46「こどもフェスティバルの開催」
9	こども課 (保育所担当)	3	地域交流の場として、園庭開放及び体験保育が定着しているが、毎年、参加者数が減ってきている。また、「出前保育」は利用者数が少ないため、平成23年度より廃止している。今後は、保育ニーズ調査を基に「子ども・子育て会議」において、関係者の意見を取りまとめた上で、多様な保育支援のサービスを検討していく。
	【実施事業】	No.48「園庭開放」 No.117「保育所、幼稚園、乳幼児健診の場における中高生と乳幼児のふれあい体験学習」	No.49「体験保育」 No.50「出前保育」

次世代育成支援対策推進行動計画<後期>における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標3

「豊かな心・健やかな体を育む環境づくり」

10	児童センター	3	毎年、参加者アンケートをもとに事業内容を検討し、事業を展開することができた。親子自然教室については、教室参加者数の減少と実施内容の見直しから事業の廃止となった。今後は、高学年を対象とした事業の充実に取り組む。
	【実施事業】	No.156 「その他公的施設の空きスペースの開放」 No.161 「育児サポートルーム」 No.170 「親子ミニトランポリン教室」 No.173 「ジュニアクラブ」 No.176 「人形劇」 No.179 「親子自然教室」 No.120 「環境・食育講座」	No.159 「児童館(児童センター)の充実」 No.162 「公共施設等利用料金の軽減」 No.171 「小学生トランポリン教室」 No.174 「ジュニアパソコンクラブ」 No.177 「自習室の設置」 No.52 「ひよこひろば」
11	市民参画課	4	三条地区集会所を建設し、三条公園を利用する人のためのトイレも設置し子どもたちが使いやすくした。ベビーシートや授乳についても、特別に配慮し、集会所の自主活動等で子ども同士が交流を行う場作りをした。
	【実施事業】	No.155 「地区集会所の有効活用」	No.54 「芦屋三大まつりでの交流」 No.56 「自治会活動への支援」
12	生涯学習課	4	事業を継続実施しながら、小学校の校庭開放等はより子どもたちが利用しやすい事業にするための制度等の見直しを行った。また、子ども同士が交流したり体を動かす機会を増やす試み等を行った。今後も引き続き検証と見直しを行いながら、事業として継続かつ充実に努める。
	【実施事業】	No.166 「小学校の校庭開放」 No.66 「コミュニティ・スクールへの支援」	No.167 「放課後子どもプラン(教室型)」 No.196 「中高生向けの文化、スポーツ活動」
13	スポーツ・青少年課	3	子ども会活動を通じてジュニアリーダーの募集に努め、リーダーの育成・支援を図っており、子どもの居場所づくり事業については、(特)芦屋市体育協会が独自事業として継続して実施している。また、中高生の自主性を尊重し、かつ、地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養うことができるよう、リーダーの育成、支援を実施していく。
	【実施事業】	No.156 「その他公的施設の空きスペースの開放」 No.165 「自然学習が身近にできる環境づくり(里山づくり)」 No.196 「中高生をリーダーとするボランティア等の活動」	No.162 「公共施設等利用料金の軽減」 No.192 「青少年センターでの事業」 No.164 「子どもの居場所としての青少年センターの充実」 No.194 「子ども会連絡協議会への支援」
14	地域福祉課	3	平成23年6月に打出商店街の中に地域交流拠点「まごのて」を開設し、子どもが参加できるイベントを実施した。その他の交流スペースの確保については進んでいないため、今後も引き続き検討する。
	【実施事業】	No.156 「その他公的施設の空きスペースの開放」	
15	図書館	4	おはなし・読み聞かせをはじめとする子ども向けの行事、またそれに携わる大人に対して、研究会を開催することによって、子どもが本に親しむために必要な直接・間接サービス両方を行うことが出来た。
	【実施事業】	No.182 「打出こどもおはなしの会」 No.185 「こどもおはなしの会」 No.188 「こどものほんの研究会」 No.191 「小学生の本の部屋」	No.183 「絵本の会」 No.186 「親子で楽しむお話し」 No.189 「折り紙教室」 No.184 「親子で楽しむ絵本の会」 No.187 「おはなしの研究会」 No.190 「人形劇の会」
16	美術博物館	3	小中学生の入館料無料化はもちろん、学校と連携して造形教室やワークショップ等を行い子どもの創像力を育成するよう努めた。今後は引き続き、子どもたちにとって、美術館がもっと身近なものとなるよう、工夫を凝らした事業を行っていく。
	【実施事業】	No.162 「公共施設等利用料金の軽減」	No.163 「文化施設の開放」 No.168 「美術博物館を利用したこどもの創造力の育成」
17	隣保館	3	パソコン6台で年4回実施、事業も定着しており、引き続き内容の充実を図る。ビデオブースの利用においても、利用者数の増減はあるが、事業としては定着しており、引き続きニーズに応える内容を目指す。
	【実施事業】	No.180 「パソコンで遊ぼう」	No.181 「ビデオブースの利用」

次世代育成支援対策推進行動計画<後期>における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標3

「豊かな心・健やかな体を育む環境づくり」

(5) 子どもの人権が尊重される取組の推進

子どもの人権をおびやかす問題に対して、未然防止の取組を強化するため、学校園、行政、地域が連携し、早期対応及び防止への体制の強化を行うとともに、子ども自らが意見を表明し、行動する主体的な取組を支援し、「児童の権利に関する条約」の普及やその主旨である「児童の最善の利益」を尊重した子どもの人権に対する正しい理解を深めるための意識啓発を推進します。

また、国の指針である「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」として、保護を要する児童はもちろんのこと、広く「すべての子どもと家庭」を対象とした「相談・支援」施策を重点に捉え、さらなる充実を図り、行政、学校、関係機関、団体等と連携を行い途切れない支援を目指します。

担当課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組についての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
1	学校教育課	3	いじめ等に対応できるように、各相談機関の内容や連絡先を記入した啓発に関するカードを配布するなどして子どもが利用しやすい体制づくりに努めた。子どもや保護者の悩みを積極的に解決していく体制の中でスクールソーシャルワーカー等の活用も検討していく必要がある。
	【実施事業】	No.199 「命の尊さに関する教育、啓発」 No.20 「カウンセリングセンターの電話、面接相談」	No.21 「特別支援教育センターの相談」 No.137 「スクールカウンセラー、保健室の活用」
2	こども課 (こども担当)	3	「児童虐待防止」の街頭キャンペーンの実施やこどもフェスティバルなどを利用した啓発活動の充実を図った。また、家庭児童相談員の1名増員など、児童虐待防止のための体制強化を図った。合わせて要保護児童対策地域協議会の運営にも会議運営の見直しなど、適切な対応を図るための工夫と充実に取り組みつづける。
	【実施事業】	No.199 「命の尊さに関する教育、啓発」 No.202 「子どもの主体的活動の支援」 No.11 「夜間・休日における電話家庭児童相談事業」 No.203 「被害にあった子どもの一時保護」	No.200 「子どもの虐待防止のための啓発」 No.59 「子育て専門員の確保、配置」 No.12 「家庭児童相談」 No.73 「要保護児童対策地域協議会」 No.201 「「児童の権利に関する条約」啓発リーフレットの作成」 No.4 「育児支援家庭訪問事業」 No.14 「子育てセンターでの電話相談(子育てホットライン)、来所相談」
3	こども課 (保育所担当)	3	公立6保育所において電話における子育て全般に関する相談を実施した。
	【実施事業】	No.199 「命の尊さに関する教育、啓発」	No.15 「保育所での育児相談」
4	児童センター	4	子育て相談では、子どもの問題を早期に把握し、関係機関と連携を取りながら必要な支援方法を考える取組みができた。
	【実施事業】	No.59 「子育て専門員の確保、配置」	
5	人権推進担当	4	①平成23年4月「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定し指針に基づく啓発事業を推進した。 ②毎年、人権擁護委員と共に幼稚園児を対象にした啓発事業「人権の花運動」や小学校の3～4年生を対象にした「人権教室」を実施した。 また、子供同士の「いじめ」やPTA、家庭内での子供の人権問題について通年対応した。
	【実施事業】	No.197 「子どもの権利に対する認識の啓発・普及」	No.198 「新たな芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の策定・推進」
6	青少年愛護センター	3	青少年の問題全般について、愛護センター職員(指導主事)が相談を受けている。今後の課題として経験豊富でかつ適切なアドバイスのできる職員の確保が必要である。
	【実施事業】	No.23 「青少年愛護センターの相談」	
7	地域福祉課	3	主任児童委員をはじめ、各地区の民生委員・児童委員が地域住民からの子育ての相談を受け、必要に応じて行政や専門機関につなぐ取組を行った。民生委員・児童委員の欠員が生じている地区については、適任者を発掘し補充をする必要がある。
	【実施事業】	No.8 「民生委員・児童委員による相談、指導」	No.59 「子育て専門員の確保、配置」

(6) 障害児施策の充実 「芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画」・「芦屋市第2期障害福祉計画」にて包括

次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標3

「豊かな心・健やかな体を育む環境づくり」

(7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

ネット犯罪やその他の有害環境から子どもたちを守るために、警察や行政、学校、地域、関係機関との連携を強化するとともに、有害環境対策事業や、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。

担当課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組みについての総括(0～5段階評価)と今後の課題		
1	打出教育文化センター	3	教師が情報化の影の部分の実態や対処法を学び、子どもたちの情報モラルを育てるとともに、保護者に伝えられるように研修を行なっている。また、Aネットのポータルでは、ネットトラブルに関するホームページへのリンクをはるなど、教職員に対し情報提供を行なっている。	
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」	
2	学校教育課	3	必要な情報を適切かつ主体的に活用できるように情報活用能力の育成に努め、教科や特別活動を通して、情報の真偽を見分け方を指導していく。	
	【実施事業】	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」		
3	健康課	3	全館禁煙を実施している。また、保健センターでは喫煙者に対する禁煙指導を継続して実施し、子どもを受動喫煙の防止を目指す。	
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」		
4	公民館	3	公民館講座事業は平成22年度と平成23年度は市直営で、平成24年度は民間事業者に委託した。平成24年度は「ネット社会に潜む危険！子どもたちを守るには？」という講座を実施し、成果があった。平成25年度以降は民間事業者と講座の事業計画を協議する中で、実施するかどうかを検討する。	
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」	
5	児童センター	4	これまでは親子で考える食育講座のみであったが、夏休みに小学生の食育講座を開催し、子ども自身が食事を通じて健康を考える機会を提供できた。また、パソコン教室では基本操作を中心に事業を行ない、子どもに必要な情報を取り入れながら内容を工夫した。	
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」	
6	スポーツ・青少年課	3	受動喫煙防止の観点から、敷地内は屋外の喫煙コーナーを除き全面禁煙としている。	
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」		
7	青少年愛護センター	3	広報紙を利用して有害図書が家庭に持ち帰らないための啓発(白ポストの周知)や広報チャンネルで「ネットいじめから子どもを守る」を放送したり、中学校と協力して生徒を携帯やインターネットに関係する事件から守る啓発のチラシ等を配布した。有害環境から子どもを守るための啓発を繰り返していく必要がある。	
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」 No.206「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」	No.131「ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成」	No.205「環境浄化活動」 No.207「関係機関の連携による環境浄化活動」
8	福祉センター	4	禁煙ポスターを掲示して啓発に取り組んだ。	
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」		
9	図書館	3	図書館内における受動喫煙防止の取り組みを引き続き行う。	
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」		
10	美術博物館	3	受動喫煙防止の観点から、敷地内は屋外の喫煙コーナーを除き全面禁煙としている。	
	【実施事業】	No.204「子どもの健康を守る環境づくり」		

次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標4

「仕事と子育ての両立の推進」

(1) 保育サービス等の推進

女性が働きながら子育てを行うために、必要不可欠でありニーズも多い「保育サービス等の充実」施策を重点に捉え、現在ある保育所の待機児童の解消に努めるとともに、通常保育の他、保育所や幼稚園、学童保育の多様化するニーズに柔軟に対応するため、さらなるサービスの充実や子どもの良好な保育環境の確保を図ります。

担当課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組みについての総括(0～5段階評価)と今後の課題			
1	学校教育課	4	公立幼稚園の「預かり保育」実施により、保護者の必要がある時には、安心して子どもを幼稚園に預けることができ、多様化する保護者のニーズへの対応の一部実現ができた。		
	【実施事業】	No.220 「幼稚園や小学校との連携、協力」	No.221 「幼稚園延長保育事業」		
2	教育委員会管理課	5	平成23年度から公立幼稚園3園で預かり保育を実施した。平成25年度からは、全9園で実施する。		
	【実施事業】	No.220 「幼稚園や小学校との連携、協力」	No.221 「幼稚園延長保育事業」		
3	こども課 (こども担当)	3	依頼会員、協力会員の精査を図るため、同意書の提出を求め、再登録を実施。会員数がやや減ったが、今後の活動の充実に繋げて行きたい。また、経済的に困窮しているひとり親家庭に対しては、経済的負担を軽減する取り組みとして、利用料金助成制度により負担軽減に一定の効果上げることができた。		
	【実施事業】	No.2 「ファミリー・サポート・センター事業」			
4	こども課 (保育所担当)	4	待機児童の解消のため民間認可保育所を誘致して入所定員増を図った。今後も、待機児童解消を喫緊の課題として、子ども・子育て関連3法に基づき、保育の量的拡大・確保のために「認定こども園」や「小規模保育」「家庭的保育」等様々な手法を検討する。また、保育ニーズ調査を基に「子ども・子育て会議」において、関係者の意見を取りまとめた上で、保育所等の誘致等を検討する。		
	【実施事業】	No.208 「保育所における食に関する情報提供、指導」 No.209 「保育所の給食の充実」 No.210 「保育所の食に関する指導者の充実」 No.211 「延長保育事業」 No.212 「通常保育事業」 No.213 「乳児保育」 No.214 「保育所の適正配置」 No.215 「統合(障がい児)保育」 No.216 「病児・病後児保育事業」 No.217 「近隣市との協力(広域入所等)」 No.218 「保育施設の人材育成と資質の向上」 No.219 「民間保育所への運営支援」 No.220 「幼稚園や小学校との連携、協力」 No.5 「一時預かり(一時保育)事業」 No.6 「一時預かり事業」			
5	スポーツ・ 青少年課	4	保護者等の就労のため、放課後、家庭での保護が受けることのできない小学生児童の健全育成を図るため、留守家庭児童会での受け入れを実施しているが、子育てニーズと社会情勢の変革により、将来に向け留守家庭児童会の組織体制を考察する必要がある。		
	【実施事業】	No.222 「放課後児童健全育成事業(放課後子どもプラン(クラブ型))」			

(2) 仕事と子育ての両立を図るための意識啓発

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」改正などにより、男女がともに働き続けるための条件整備が進んでいます。国の指針である「仕事と生活の調和の実現」として、「労働者や市民、企業への意識啓発」施策を重点に捉え、子育てしやすい職場環境づくりに向け、労働者や市民、事業所への意識啓発を図ります。

担当課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組みについての総括(0～5段階評価)と今後の課題			
1	経済課	3	労働相談の継続実施ほかハローワーク西宮と連携して個別就職相談の充実を図っていく。啓発については、広報紙・ホームページの充実を図る必要がある。		
	【実施事業】	No.224 「育児休業制度等の普及促進」 No.225 「労働時間短縮やフレックス制度の周知」 No.226 「子育て支援に必要な休暇取得の普及促進」 No.227 「事業所(企業)内保育所の設置促進」 No.228 「ワークシェアリング導入促進」 No.229 「再雇用制度の普及促進」 No.230 「労働相談窓口の紹介」 No.231 「関係機関と連携し、就労支援のための情報提供」 No.232 「一般事業主や特定事業主における次世代育成支援対策推進行動計画の策定、周知」			

次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標 4

「仕事と子育ての両立の推進」

2	こども課 (こども施策担当)	3	一般事業主等に対して今まで特別なアプローチは実施できていないため、今後の新たな計画策定においては啓発と普及を図っていきたい。
	【実施事業】	No.232 「一般事業主や特定事業主における次世代育成支援対策推進行動計画の策定、周知」	No.233 「次世代育成支援対策推進行動計画の啓発、普及」
3	男女共同参画 推進担当	4	男女共同参画による子育ての視点で、市民グループとの協働により市民企画講座を実施した。市民グループの企画・運営により、男女が子育てに主体的に関わることの大切さを発信することが以前より進んだ。
	【実施事業】	No.223 「男性の働き方の見直しに向けた啓発」	

次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標5

「親子が安心して快適に暮らせる環境の整備」

(1) 良好な居住環境の確保

子育て家庭に配慮した良好な居住環境の整備や、情報提供に努めます。

担当課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組みについての総括(0~5段階評価)と今後の課題	
1	住宅課	3	若い世帯や子育て世帯が、良好な住環境を確保できるよう、公的住宅への入居あっせんの際に、困窮度判定での配慮を継続しているほか、中堅所得者層向けには家賃軽減キャンペーンを実施している。また、市HP等を活用し住宅に関する情報提供に努めている。
	【実施事業】	No.234「若い世帯、子育て世帯等の公的住宅への優先入居」	No.235「住宅に関する情報提供」

(2) 子どもにやさしい環境の整備

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりをめざし、すべての人々がともに支えあう社会づくりを推進します。乳幼児をもつ家庭から充実を求められている「福祉のまちづくりの推進」施策を重点に捉え、道路交通環境や公共施設等を中心とする整備を行います。また、子どもを交通事故から守るため、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。

担当課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組みについての総括(0~5段階評価)と今後の課題	
1	建築課	4	公共施設の整備に併せて、バリアフリー化を徹底させるとともに、多目的便所等の充実を図った。今後は公共施設間でばらつかないように調整を行う。
	【実施事業】	No.239「公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化、子育て支援施設の整備」	
2	建築指導課	3	兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や不特定多数の人が利用する施設の建設等の計画時に福祉的な整備の指導を行ってきたが、平成23年7月に同条例が改正され、建築物については建築基準法の関係規定とみなされ、一定の実効性が確保できた半面、建築確認の際に審査・検査されることとなり、大半が指定確認検査機関で確認等が行われていることから、行政としての指導の機会は減少している。
	【実施事業】	No.238「福祉のまちづくりの推進」	
3	こども課 (こども担当)	5	子育てガイドブック「あいあい」の情報を更新し毎年発行。親子でお散歩マップについてはNPO法人「さんぴいす」のコーディネートにより、内容の充実が図れた。
	【実施事業】	No.27「ユニバーサルデザインの子育てマップの作成、配布」	
4	地域福祉課	3	市内公共施設等のバリアフリー情報をホームページに掲載し周知を行った。
	【実施事業】	No.238「福祉のまちづくりの推進」	No.239「公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化、子育て支援施設の整備」
5	道路課	3	交通安全啓発業務は従来どおり実施してきたが、昨年、京都府亀岡市で起きた通学児童を巻き込む悲惨な事故を受けて、あらためて通学路点検を行った。その結果、多くの問題箇所が抽出され、軽微なものは迅速に改善してきたが、その他は平成25年度から3か年で改善するよう計画している。
	【実施事業】	No.240「通学、通園路等の道路維持補修」 No.243「交通安全施設の整備」 No.246「チャイルドシート着用の普及、徹底」	No.241「自転車安全に通行できる道路、歩道の整備」 No.244「不法駐輪や不法駐車をなくす運動の推進」 No.247「交通安全教室の開催」 No.242「夜間の交通安全の確保」 No.245「交通安全に関する出前講座」 No.248「通学、通園路等の横断小旗の管理、点検、補充」
6	福祉センター	5	地域福祉の拠点として、障がいのある人もない人も、高齢者も子どももみんな笑顔で集える場を提供できている。年1回、はなみずき芦屋一帯で、保健福祉フェアを開催し、保健福祉センターの周知啓発に努め、関係課や地域団体、ボランティア団体とともに福祉のまちづくりの意識啓発を図った。
	【実施事業】	No.236「福祉センターの開設」 No.239「公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化、子育て支援施設の整備」	No.237「福祉フェアの開催」

次世代育成支援対策推進行動計画＜後期＞における事業担当課の取組みについての総括表

基本目標 5

「親子が安心して快適に暮らせる環境の整備」

(3) 犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備

年々増加する子どもを巻き込む犯罪や事故は、社会問題にもなっており、それらへの取組みについては、子育てを行う家庭から強く求められているため「防犯対策」施策を重点に捉え、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取組み、危機管理を強化します。

担 当 課		上記基本目標に対する、過去3年間の取組みについての総括(0～5段階評価)と今後の課題	
1	学校教育課	4	スクールガードリーダーや、防犯グループ等地域と連携した見守り活動により、危機管理体制の充実の充実を図った。また子どもたち自らが危機回避の意識を持てるように、様々な機会を捉えて、防災安全の教育を実施した。今後も年齢に応じた訓練の充実を図っていくことが課題である。
	【実施事業】	No.249 「危機管理体制の強化」	No.130 「安全教育(防災教育, 防犯教育)」
2	公園緑地課	4	平成22年度は業平公園, 平成23年度は宮塚公園, 川西運動場, 平成24年度は岩ヶ平公園でトイレの建替を実施している。平成25年度以降は、芦屋公園(南)ほか3箇所の建替及び2箇所の改修を計画しているが、平成26年度以降は交付金制度が確定していない。
	【実施事業】	No.250 「安全な公園づくり(安全な遊具, 防犯設備の設置, トイレの整備, 点検等)」	
3	こども課 (保育所担当)	4	危機管理マニュアルを一部見直し、保育所において、定例的に防災訓練及び防犯訓練を実施している。次年度は、防犯教育の一環として、5歳児を対象に「CAP(子どもを暴力から守る)研修」を実施する予定である。
	【実施事業】	No.249 「危機管理体制の強化」	
4	消防本部	4	保護者を対象とした応急手当講習会を、毎年40回前後実施しており、年間行事に組み込まれ定期的に受講されているグループが増加している。今後も広報媒体を活用し、各種講習会の回数及び受講者人数を増やすことに努める。
	【実施事業】	No.255 「救急法の学習」	
5	青少年愛護 センター	3	愛護委員による日常的な巡視活動を実施している。最近の青少年の行動範囲は校区だけに限らず、広域化してきているため校区外あるいは、他市との情報交換が有効である。(尼崎市, 西宮市との補導委員との交流や芦屋市内全体の愛護委員との交流を実施している。)
	【実施事業】	No.256 「街頭巡視活動」	
6	防災安全課	4	地域や青パトによる見回り活動が、子どもたちにとって見守られているという安心感を与え、自身の危険回避能力の向上に寄与している。
	【実施事業】	No.251 「防災行政無線の運用」 No.254 「青色回転灯付パトロール車による安全パトロール」	No.252 「あしや防災ネットの運用」 No.130 「安全教育(防災教育, 防犯教育)」 No.253 「関係機関の連携によるパトロールの強化」